

議案第 66 号

湖北環境衛生組合を組織する地方公共団体の数の減少及び湖北環境衛生組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 3 年 3 月 31 日をもって湖北環境衛生組合から土浦市が脱退し、湖北環境衛生組合規約（昭和 43 年地指令第 176 号）の一部を変更することについて、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 11 月 30 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

湖北環境衛生組合規約の一部を変更する規約

湖北環境衛生組合規約（昭和 43 年地指令第 176 号）の一部を次のように変更する。

第 2 条中「かすみがうら市 土浦市 小美玉市」を「かすみがうら市 小美玉市」に改める。

第 3 条第 2 項中「，土浦市に係るものについては，旧新治村の区域（平成 18 年 2 月 19 日現在の新治村の区域をいう。）を対象とし」を削る。

第 5 条第 1 項中「16 名」を「14 名」に、「かすみがうら市 4 名 土浦市 2 名 小美玉市 3 名」を「かすみがうら市 4 名 小美玉市 3 名」に改める。

附則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。